

質 問 回 答

2015 年 4 月 6 日

「( 案件名 ) 全世界 2015 年度森林・自然環境分野技術協力プロジェクト等に係る中間レビュー調査及び終了時評価調査 ( A ) 」( 公示日 : 2015 年 3 月 25 日 / 公示番号 : 150132 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	1p 1.補強の可否( ) [その他の業務従事者について]本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は構成員になれません。	調査対象の案件が 4 件ありますが、そのうちの 1 件に弊社の専門家が携わっています。通常は構成員になれないと存じますが、本件は独立した評価調査ですので、他社補強の場合に、弊社が携わっていない案件について担当することにより構成員としての可能性がでてくるかどうか教えていただけますでしょうか。	たとえ 4 件の内 1 件でも専門家として従事された経験があるなら、業務従事者間での業務の分担に関係なく他社補強の構成員となることはできません。
2	業務指示書 P1 第 4 共同企業体の結成並びに補強の可否等 1. 共同企業体の結成の可否 2. 補強の可否 「本調査の対象である技術プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は構成員になれません。」	業務指示書 P10 【第 2 調査の目的・内容に関する事項】 1. 調査の背景の表に掲げる案件群の 1 件に、法人として共同企業体の構成員として受注し、担当した専門家が退職している場合、 <u>本案件への単独応札資格を有しているかご教示ください。</u>	案件群の 1 件であっても、これに携わった事実がある法人である場合には、当該法人の本案件への単独応札資格は認められません。
3	【第 3 業務実施上の条件】 5.見積条件	「ベトナム国 北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」では、プロジェクトサイトが首都から離れておりますが、国内移動費を見積に含める必要はございますでしょうか。その他のプロジェクトにつきましても、国内移動費を見積に計上する必要のある案件がございましたら、ご教示ください。	国内移動費は見積もりに計上する必要はありません。

以 上